

# 益城町 こども 計画



## ▶ こども計画とは

この計画は、令和4年（2022年）に成立したこども基本法に基づいて、こども施策を総合的に推進するために策定する「市町村こども計画」です。計画には、以下の内容を含んでいます。

- ◆ 子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」
- ◆ 次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」
- ◆ 子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策計画」
- ◆ 子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」

## ▶ 計画の対象者



すべてのこども・若者と子育て世代が対象となります。  
なお、この計画において「こども」とは乳幼児期、学童期及び思春期の者、「若者」とは思春期及び30歳未満までの青年期（施策によっては40歳未満までのポスト青年期）としています。また、「子育て世代」とは、これからこどもをもつことを希望する方や、実際にこどもを育てている保護者の方を指します。

こども計画を進めることで、こんなまちになることを目指します。

### 基本理念

未来を担うこども・若者が  
健やかに育ち、尊重され、活躍するまち  
子育て世代が安心できるまち  
“こどもまんなか益城町”

各施策を進めるにあたり共通の考え方として以下の2つの視点を大切にします。

- 1 妊娠から出産・子育て、こども・若者の成長や年齢に合わせて、ライフステージに応じた切れ目のない支援を提供します。
- 2 本計画の対象者であるこども・若者及び子育て世代の細やかなニーズの把握に努め、当事者目線での施策の展開を行っていきます。



## 5つの目標と主な取り組み

基本理念を達成するために5つの基本目標を定め、それぞれの目標を達成するために取り組む内容を考えました。

### 基本目標1 地域全体でこどもまんなか社会を実現するまち

- ① 「子どもの権利」を大切にできる意識の醸成
- ② こどもの社会参画・意見反映の推進

例えば、このような取り組みを行います

- 幼稚園・保育所、学校やイベントなどを通して「子どもの権利」を知る機会と周知内容の充実を図ります。
- こども議会等を通してこども本人の意見聴取の場を設けます。
- こどもの意見を学校運営へ反映する仕組みづくりを行います。



### 基本目標2 安心してこどもを生き育てることができるまち

- ① 妊娠期からの切れ目のない支援
- ② 教育・保育施設における子育て支援サービスの充実
- ③ 多様なニーズに対応した子育て支援サービスの展開
- ④ 幼児教育の充実



例えば、このような取り組みを行います

- 所得の制限なしに高校3年生年代までの児童を養育する方へ児童手当を支給します。
- 子育ての経済的な負担を軽減するため、高校3年生年代までの医療費の助成や多子世帯の保育料の負担軽減支援に取り組みます。
- 保育士確保や適切な保育所運営を進め、待機児童ゼロを実現します。
- 幼稚園・保育所等、小学校、中学校の連携・協力によりこどもの生活習慣や学習習慣の定着を図ります。



「子どもの権利」とは ?

子どもの権利についての詳しい内容はこのサイトから確認できます。



## 基本目標 3

## こども・若者が健やかに成長し、希望をもつことができるまち

主に小学生や中学生向けの取り組み

- ① 多様な体験・学びの機会の提供
- ② こどもの心身の健康づくり支援
- ③ 学校教育の充実
- ④ 家庭や地域の教育力の向上
- ⑤ こどもの居場所づくりの推進



例えば、このような取り組みを行います

- 地域におけるスポーツ活動を推進する支援や指導を行える人材の育成に取り組んだり、多くのこどもが質の高い文化芸術に触れられるような公演や展示会などの誘致に取り組みます。
- 町交流情報センターに声を出して本を読んだり、楽しく交流できる「こども図書館」を整備し、乳幼児・児童向けのスペースを充実させます。
- 役場庁舎1階の多目的スペースや展望テラス、その他公共施設のスペースを活用して、こども・若者が自由に過ごせる居場所づくりを行います。
- 「いじめ電話相談室」への相談に、町職員が対応し、問題の早期解決を図ります。

主に高校生や若者向けの取り組み

- ⑥ 若者の進学や就労支援の充実
- ⑦ 希望を叶える結婚・妊娠・出産への支援
- ⑧ 仕事と家庭の両立支援



例えば、このような取り組みを行います

- 中学生において自分の進路や職業など生き方に関して学ぶキャリア教育を行うとともに職場体験を実施します。
- 行政、企業、教育機関で連携し、町で起業に関する相談の持ち込みができる場の運営や個別のケースにあった支援を行います。
- 町で行っている「女性のこころとからだなんでも相談」において相談中に託児を行う等、女性が安心して相談できる体制を整えます。
- 保護者会や学校行事（幼稚園・保育所等も含む）、PTA活動・子ども会活動などにおいて男性保護者が参加しやすい活動内容の工夫に努めます。
- 町内の事業者に対しての情報提供を行い地域の特性に応じたワークライフバランスの推進や長時間労働の見直しを推進し、男性も女性も仕事と子育てを両立しやすい環境を作っていきます。

## 基本目標 4

## 多様な子ども・若者、子育て世代が置かれた環境に関わらず幸せに暮らすことができるまち

- ① ヤングケアラーへの支援の充実      ⑤ 障がい児や発達面で支援が必要な子どもへの支援
- ② 子どもの貧困対策の推進
- ③ 児童虐待防止対策等の推進      ⑥ 困難を抱える若者への支援の充実
- ④ ひとり親家庭への支援の充実



例えば、このような取り組みを行います

- 家庭の事情など様々な要因で学習や生活に困難を抱える子どもへ、子ども食堂への支援など衣食の提供や学習支援を行います。
- 子ども未来課が虐待対策の総合相談窓口となって、関係者との連携を強化し、それぞれの問題に対して具体的な支援策を講じていきます。
- 町職員に対してゲートキーパー養成研修を実施し、自殺のリスクを抱えた人を早期発見、適切な支援につなぐ体制づくりを行います。
- ひとり親家庭に対して、経済的な支援、相談業務、就労支援の充実を図り総合的に支援します。
- 支援が必要な子どもに対し、関連機関等と連携し保育所等への巡回相談を行います。
- 安心して相談できるようにプライバシーに配慮された相談環境を整えます。

## 基本目標 5

## 子ども・若者が安全に暮らすことができるまち



- ① 犯罪や事故から子ども・若者を守る地域づくりの推進
- ② 子ども・若者が安心・安全に暮らせる地域づくりの推進

例えば、このような取り組みを行います

- 通学時や放課後の子どもの安全を守るため、地域のボランティアと協力した見守り活動を行います。
- 子どもが安心して通学できる通学路づくりを進めます。
- 熊本地震の体験や教訓から、防災・減災の意識を高める防災教育を進めます。
- 子どもや子育て世代の目線に立った安心して気軽に遊べる身近な公園の整備を行います。